

○ 申告書B第二表

FA0071

平成 23 年分の所得税の確定申告書B

住所 〇〇市△△町X-X-X
 支店 国税商店
 氏名 国税 太郎

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因 火災	損害年月日 23.9.2	損害を受けた資産の種類など 住宅・家具
	損害金額 5800,000	保険金などで補填される金額 4800,000	引当積み残高の引当額 280,000
⑪ 医療費控除	支払医療費 385,000	保険金などで補填される金額 120,000	
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類 国民健康保険 国民年金 源泉徴収票のとりおし	支払保険料 590,000 541,440 100,800	⑬ 掛金の種類 小規模企業共済 国民年金 源泉徴収票のとりおし
	合計 1,232,240		合計 120,000
⑭ 生計維持控除	一般の保険料の計 81,200	⑮ 地産地消控除	地産地消控除の計 25,000
	個人年金保険料の計 240,000		器具類損害保険料の計
⑯ 寄附金控除	寄附先の所在地・名称 日本赤十字社 ほか	寄附金 122,000	農林関連寄附金 200,000
⑰ 大卒学生控除	<input type="checkbox"/> 専修(専夫)控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 未婚	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	
⑱ 氏名	国税 二郎		
⑲ 配偶者の氏名	国民健康保険 国民年金 源泉徴収票のとりおし	生年月日 27.6.1	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者控除 <input type="checkbox"/> 配偶者特別控除
⑳ 扶養親族の氏名	扶養親族の氏名	生年月日	控除額
	国税 春子	27.6.1	
	国税 ハト母	47.3.10	58
	国税 梅子子	50.9.1	38
	国税 二郎子	51.10.20	38
	扶養控除額の合計		134

○ 所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
西当	株式の西当 〇〇電気株式会社	560,000	112,000
事業	報復曲川 株式会社〇〇	600,000	60,000
給与	給料 株式会社〇〇商事	7,200,000	145,500
給与	給料 〇〇運輸株式会社	1,650,000	80,400
雑	国民年金 厚生労働省	792,100	0
雑	原稿料 〇〇出版	1,100,000	110,000
雑	講演料 〇〇市	100,000	10,000
	源泉徴収税額の合計額		517,900

○ 特例適用条文等

借法10の3
平成17年12月1日居住開始

○ 雑所得(公的年金等以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
西当	工場の利息	560,000	60,000	500,000
雑	工場の利息	1,100,000	495,800	604,200
雑	工場の利息	100,000	0	100,000
短期譲渡	車 〇〇自動車	2,500,000	1,400,000	1,100,000
長期譲渡	車 〇〇自動車	3,600,000	2,500,000	1,100,000
一時	生命保険 〇〇生命	4,260,000	2,320,000	1,940,000

○ 住民税・事業税に関する事項

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所	配当に関する住民税の特例
		平		非居住者の特例
		平		配当割額控除額
		平		株式等譲渡所得割額控除額

非課税所得など	番号	所得金額	課税標準額
損益通算の特例適用前の不動産所得			
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額			
事業用資産の譲渡損失など			
前年中の間(廃)業開始・廃止			他都道府県の事務所等

寄附金	額	市区町村分	割合	額
税額控除	200,000	市区町村	指定分	
住所地の共同募金会	122,000	市区町村		
給与・公的年金等に係る所得以外(平成24年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択	<input type="radio"/> 給与から差引き <input type="radio"/> 自分で納付			
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所	氏名	住所		
所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	住所		

一連番号

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。